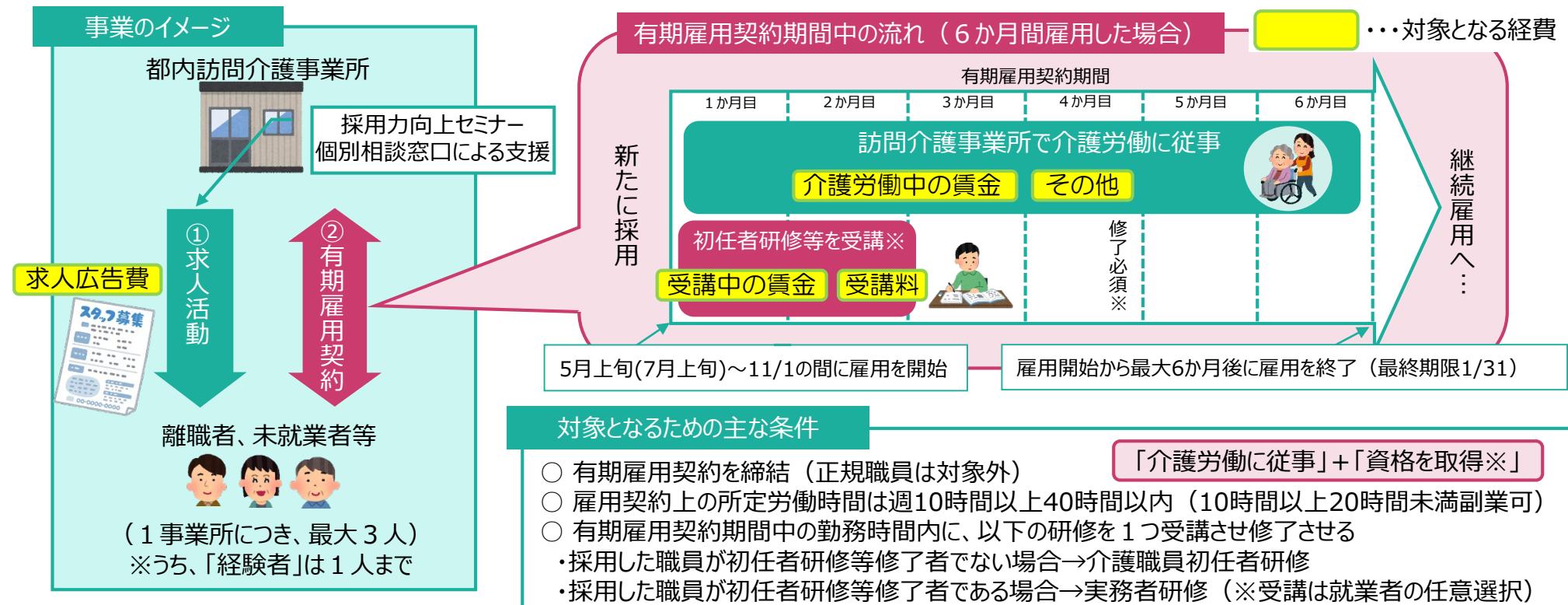


令和6年度訪問介護採用応援事業の概要

【注意】令和5年度までの介護職員就業促進事業で対象としていた「指導料」は対象経費から除外し、「生活援助従事者研修」は対象研修から除外します。

- ・都内訪問介護事業所が介護業務への就労を希望する方を新たに雇用した場合、
最大198万円まで（※）有期雇用契約期間中の賃金や研修受講料等を東京都が負担します。
 - ・訪問介護事業所は、最大6か月の有期雇用契約で採用した職員を、事業所で現場経験を積ませながら、勤務時間内に初任者研修等の資格取得をさせることで、職員の育成・定着に取り組みます。

※就業時間数によって上限額が異なります。



年間スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
4/1～4/15正午 (一次)公募期間	下旬 決定	6/3～6/17正午 (二次)公募期間	下旬 決定				11/1 雇用開始最終期限		1/31 雇用期間の期限
	①応募			②雇用開始→届出 事業実施期間				③雇用終了→実績報告	
				5月上旬（7月上旬）～翌年1/31					